

豊橋市立栄小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

<法におけるいじめの定義>

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことをさせられたりすること等を意味する。

<いじめの理解>

- ① いじめはどの集団にもどの児童生徒にも起こり得る問題である
- ② いじめの構造や、児童生徒の人間関係を踏まえた指導が必要である
- ③ 常に重大事態を想定して指導にあたる
- ④ 特別な教育的配慮が必要な児童生徒の背景を理解して指導にあたる
- ⑤ 教職員が確かな人権感覚を備え、偏見や差別的言動に対して迅速に指導にあたる

2 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念

すべての子どもたちが安心して生活を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、社会全体で取り組むために以下のとおり基本理念が定められている。

「いじめをしない・させない・見逃さない」

(2) 施策の基本方向

① いじめの未然防止

いじめの問題を根本的に克服していくためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。そのため、児童生徒はもちろんのこと、教職員をはじめ関係者が一体となっていじめと生まない風土をつくることが不可欠である。

- ア 児童生徒の居場所づくりと絆づくり
- イ 「いじめを許さない」という意識の徹底
- ウ いじめを助長させない大人の意識
- エ いじめ問題に対する地域連携

② いじめの早期発見

いじめの早期発見が、いじめへの迅速な対処の第一歩となる。そのため、児童生徒のわずかな変化や兆候であっても事案を軽視することなく、いじめではないかとの視点をもって、早い段階から情報収集に努め、的確にいじめを認知する環境づくりを心がける。

- ア 児童生徒のわずかな異変に気づく敏感な感性
 - イ 相談しやすい雰囲気づくり
 - ウ 組織で対応する教職員集団づくり
- ③ いじめの対応

いじめが確認された場合、学校はいじめを受けた児童生徒や、いじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを行った児童生徒に対して適切に指導する。こうした一連の対応を迅速に行うための体制強化を図る。

- ア 迅速で慎重な事実確認
- イ 児童生徒の安全確保
- ウ 組織的な対応
- エ 家庭への情報提供
- オ 警察との連携の徹底

3 いじめ防止等に関する具体的な取り組み

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針と市基本方針を参酌し、学校としてどのようにいじめ防止等の取り組みを行うかについて、基本的な方向や取組みの内容を、「学校いじめ基本方針」として定める。

「画工基本方針」の具体的な内容としては、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、重篤ないじめへの対処等、いじめ問題全体に関わる内容となる。

(2) PDCAサイクルによるいじめが生まれにくい風土づくり

まだ顕在化していないものの、この先いじめにつながりかねない問題まで積極的に発見しようとする試みと、そこで明らかになった課題を解決に導く教育課程の策定と実行、その結果を定期的に点検し、この一連の過程を見直す作業、そしてこれらを繰り返すPDCAサイクルによる取り組みを進める。

そして、学校評価（年2回）においても、こうした点を踏まえた目標を設定し、具体的な進捗状況や達成状況の評価しつつ、評価結果を基に取組みの見直しや改善を図る。

(3) いじめの未然防止の取り組み

①学級・学習集団の育成

- ・互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりを基盤に、児童の個性や能力に応じた教育活動を展開することで、いじめを生まない人間関係や学級・学校風土をつくる。
- ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開する。

②道徳教育・体験活動の充実

- ・道徳教育や人権教育を軸に、さまざまな教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- ・児童が主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

③問題解決力・コミュニケーション能力の育成

- ・児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、児童の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。

④人権週間における取り組み

- ・人権週間には、絵本や道徳教材を通して、いじめに関わる内容の授業を実践する。

⑤性的マイノリティ、多様な背景をもつ児童への対応

- ・性の多様性や発達障害、多様な背景をもつ児童について、教職員が正しく理解する。
- ・性的指向や性自認で悩みを抱える児童は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを

踏まえ、学校においては、日頃から児童が相談しやすい環境を整える。

⑥幼稚園・保育園・中学校との連携

- ・幼保小の情報交換を通して、入学前の交友関係を把握しいじめの未然防止に努めるとともに、効果的な指導方法についての検証を行い、今後の指導に生かす。
- ・中学校進学時には、小学校での事案について情報を共有するとともに、今後の被害児童の円滑な学校生活をサポートできるように話し合いの場を設定する。

(4) いじめの早期発見の取り組み

- ・日々の健康観察をきちんと行い、児童の心身の状況や変化を的確につかむ。
- ・児童との日常の交流を大切に、さまざまな場面から児童を丁寧に捉える。
- ・児童に寄り添う姿勢をもち、児童や保護者との信頼関係を築く。
- ・教職員の情報共有をきちんと行う。特に学年内での日頃の情報共有を大切に、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ・毎月の「心のふり返りアンケート」や教育相談、「親子でふり返りアンケート」(年2回)を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童が相談したいときにすぐに応えられるよう、校内の教育相談機能の向上に努める。
- ・児童の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。
- ・インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。さらに、地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめに対する対応

- ・いじめを認知したら、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策組織」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童への支援と、いじめを行った児童への指導を分担し、継続される支援・指導の負担が、担任など特定の教職員だけにかからないように留意する。
- ・いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童の安全を確保するための取組みを徹底する。
- ・周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題を捉えさせ、いじめの傍観者にならずいじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気もてるようにする。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力のもと、市教育委員会担当指導主事やスクールカウンセラー、SSW等の専門家や、必要に応じて警察、児童相談所、スクールロイヤーなどの関係機関と連携・協働し、ネットワーク型支援チームによる組織的な対応を検討していく。

(4) 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合には、教職員の対応が当該児童に刺激を与えることがないように留意し、迅速に目立たず対応する。

- ・校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺マニュアル(平成25年度豊橋市教育委員会策定)に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有する。
- ・直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応する。
- ・全職員が危機感をもって速やかに当該児童の見守り体制を構築するとともに、保護者や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関等との連携を図る。

3 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」および「いじめ調査委員会」がその役割を担う。いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

(1) 「生活サポート委員会」の役割

① 構成メンバー

全職員、(スクールカウンセラー, S S W, 児童相談所, ココエール職員など)

② 役割

支援が必要な児童を中心に、全校のすべての児童の自立を広く支援する。気になる児童、不適応を起こしている児童についての情報や具体的対策について話し合う。

「一人を出さない・一人を救う・心が温かくなる学級, 学校づくり」を合言葉に一人一人の児童にきめ細やかな指導ができるように、月に一度、生活サポート委員会を開き、有効に活用していく。また、場合によっては、臨時に生活サポート委員会を開き、問題の早期解決に努める。

(2) 「いじめ調査委員会」の役割

① 構成メンバー

校長, 教頭, 教務主任, 校務主任 (生活サポート主任), 生徒指導主任, 当該学級担任および学年主任, (スクールカウンセラー, S S W, 児童相談所, ココエール職員など)

② 役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

・毎月実施する「心のふり返しアンケート」や前後期1回ずつ実施する「親子でふりかえりアンケート」の分析から本校におけるいじめの実態を把握した上で、いじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
・毎月実施する「生活サポート委員会」やスズキ校務の「日々の様子」をもとに、全職員で周知を図るとともに、全教職員と情報交換並びに協議を行い、いじめの解決に向けての方策を話し合う。

ウ 児童や保護者, 地域に対する情報発信と意識啓発

・学校だよりやホームページ等を通じ、いじめ防止の取り組み状況や学校評価の結果などを発信する。

エ 重大事態への対処

・いじめによる重大事態が発生した場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、「生活サポート委員会」のメンバーのうち関係教職員によって構成する「いじめ調査委員会」を設置し、その対策にあたる。
・正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
・事案への対応については、本委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家, 関係機関と連携して対応する。
・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 いじめの相談窓口

いじめについて相談することや、通知することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や人、関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮の上、迅速かつ適切に対応する。

(1) 学校のいじめの相談窓口

校長、教頭、生活サポート主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、SSWなど、子どもが相談したい相手や相談機関を把握し、必要に応じて紹介をする。

(2) 学校以外のいじめ相談窓口

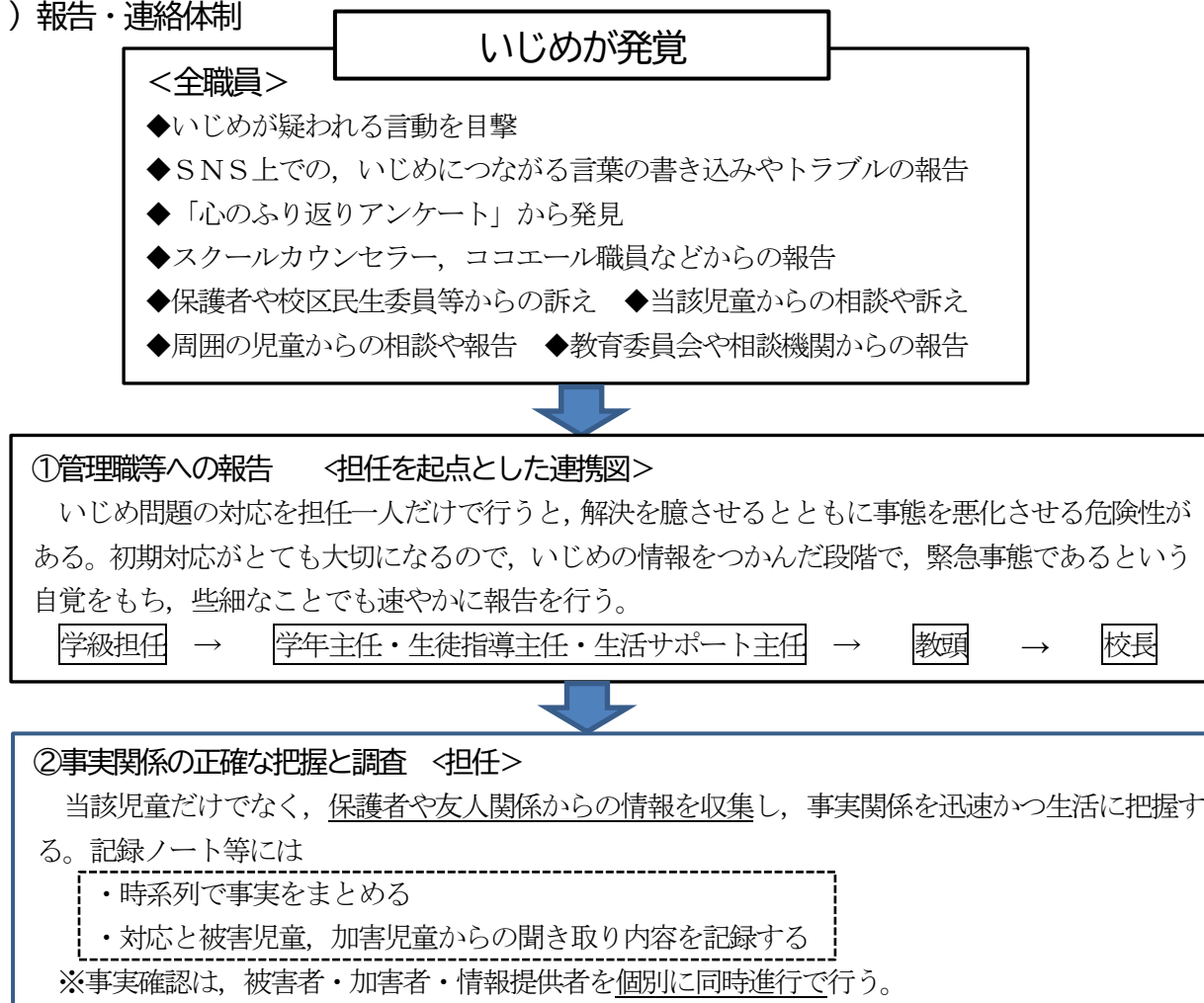
ココエール豊橋 こども専用ダイヤル 0800-200-7832	月～金 9:00～19:00 土・日 9:00～17:00 ※祝日、12月29日～1月3日を除く
愛知こころの電話 052-261-9671	10:00～22:00
子どもSOSほっとライン 0120-0-78310	24時間（年末・年始を除く）

※その他、市や県から配付される「いじめや悩み相談」機関のカード等の活用を呼びかける。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの情報をつかんだ時点で、学級担任が一人で問題を抱え込むことがないように、全職員で情報を共有した上で、迅速かつ的確に、そして組織的に対応する。

(1) 報告・連絡体制



重大事態の場合

③いじめ調査委員会の開催

校長，教頭，教務主任，校務主任（生活サポート主任），生徒指導主任，当該学級担任及び学年主任，スクールカウンセラー，SSW，児童相談所，ココエール職員等による「いじめ調査委員会」を開き，学級担任が一人で抱え込むことがないように，情報を共有した上で組織的に対応する。

④対応方針・対応策の決定

- すぐに行うことに併せて，中・長期目標，指導方針等を明確にする。
- ・被害児童の保護，心のケア，学習の保証
 - ・加害児童への指導と対応
 - ・学級や他の児童への指導と対応
 - ・被害児童保護者，加害児童保護者への情報提供（児童からの聞き取りの事実関係の報告）
 - ・加害児童保護者への指導
 - ・関係機関との組織的な対応，警察等への通報・相談
 - ・教育委員会への報告 など

【保護者との連携】

- ◆被害児童保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝えるとともに，解決に向けた具体的方針と方策を提示し，早期解決に向けた協力を求めるとともに，共通理解を図る。
- ※電話ではなく，担任（必要であれば，学年主任や生活サポート主任も一緒に）が家庭訪問をし，丁寧な誠意をもって事実を伝え，事態を説明する。
- ◆加害児童の保護者にも，事実を伝え，状況を理解してもらった上で，謝罪の場を設けられるように，学校が適切に関与していく。

【教育委員会との連携】

- ◆重大事態やそれに類する問題については，速やかに市教委へ報告をし，連携を図りながら適切なアドバイスをもらう。
- ・被害児童が通常の生活が送れない状況が続いている事案
- ・暴力等による，大きなけがや医療機関にかかるような事態，金品の詐取など犯罪に関わる悪質な事案
- ・児童の生命や心身，財産に係る重大な事案

【関連機関との連携】

- ◆必要に応じて，児童相談所やココエール，警察，スクールロイヤーなどに相談をしながら問題解決にあたる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した時には，早期に警察へ相談し，連携して対応にあたる。
- ・児童の生命，身体や財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは，ためらわず，直ちに警察へ通報する。

(2) 組織の編成

- ① 生活サポート委員会の実施
- ② いじめ調査委員会の編成

校長，教頭，教務主任，校務主任（生活サポート主任），生徒指導主任，当該学級担任および学年主任，（スクールカウンセラー，SSW，児童相談所，ココエール職員など）

(3) 対応方針・対応策の決定（いつ，いつまでに，だれが，だれに，何をするのか）

- ・すぐに行うこと，中・長期目標，指導方針を明確にする。
- ・被害児童の保護
- ・加害児童への指導
- ・学級や他の児童への指導
- ・保護者，教育委員会，関係機関との連携

7 いじめ当事者並びに保護者への対応

保護者へ迅速かつ正確に事実関係を伝えるとともに、解決に向けた具体的方針と対応策を提示し、協力しながら解決に向かえるように、共通理解を図る。(電話× 家庭訪問○)

(1) いじめを受けた児童

①親身な対応と支援

- ・最も身体関係のある職員（担任）が対応する。※場合によって学年主任等も一緒に対応をする。
- ・つらさや悔しさを十分に受け止め、具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- ・校内に居場所をつくり、心のケアと同時に、十分な学習指導を行う。
- ・最後まで絶対に守り抜くという方針で支援をする。

②心のケア

- ・スクールカウンセラー、相談員、臨床心理士等を活用し心理的ケアを十分に行う。

(2) いじめを受けた児童の保護者

- ・保護者にいじめの事実を正確に伝える。(児童への聞き取りの記録をとっておき、活用する。)
- ・いじめを受けた児童を絶対に守るという姿勢を示す。
- ・学校として、解決に向けた具体的な方針と対応策を説明し、協力して解決に向かえるよう共通理解を図る。
- ・定期的に家庭と連絡を取り、学校での対応後の経過や、家庭での様子など、きめ細やかに情報交換をする。

(3) いじめを行った児童

①いじめの内容に応じた指導・支援

- ・いじめの事実関係、背景、動機をしっかりと確認する。
- ・不満や不安等の訴えを十分に聞くとともに、いじめをした事実はしっかりと認めさせる。
- ・「いじめは絶対に許されないこと」という信念で指導にあたる。
- ・相手の心の痛みや苦しみに気づかせ、自分のとった言動を反省し、謝罪をすることができるように導く。

②心のケア

- ・いじめを行う理由や、いじめを行った児童を取り巻く環境に目を向け、欲求不満をとり除くことができるような継続的な指導とサポートを行う。(スクールカウンセラー、教育相談員など)

(4) いじめを行った児童の保護者

- ・事実関係を正確に伝える。
- ・保護者の心情を理解し、受けとめながら対応する。
- ・学校の指導方針を示し、具体的な助言（謝罪の場の設定や子どもへの対応方法など）を行う。

8 重大事態への対処

重大事態（下記）が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態発生時の調査対応図」【9ページ】に基づいて対応する。

- | | |
|--|-----------------|
| ○いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合 | |
| ○いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認める場合 | |
| (例) | |
| ・児童生徒が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な障害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 |

- ・学校が事実に関する調査を実施する場合は、「栄小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- ・調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- ・市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

【いじめによる重大事態への対処に関するフロー図】

